

○藤本企画官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」第2回会合を開催いたします。

皆様には、御多忙の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、内閣府防災担当の藤本でございます。よろしくお願いいたします。

本日も、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいております。ハウリング防止のため、御発言される場合以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会議は、各府省庁、都道府県のオンライン傍聴に加え、報道関係者が会場で傍聴できる形式を取らせていただいております。オンラインにて傍聴されております皆様におかれましても、ハウリング防止のためマイクをミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本日の出欠状況につきまして事務局より御報告いたします。

本日は、委員の御欠席はございません。馳知事におかれましては、公務の都合上御欠席のため、代理として徳田博副知事に御出席いただいております。坂口市長におかれましても、公務の都合上御欠席のため、代理として中山由紀夫副市長に御出席いただいております。

なお、松村大臣につきましては、所用のため途中で退席いたします。

続きまして、議事に応じて御出席いただいております本日の御発表者を御紹介いたします。別途名簿も配付させていただきますので、国の関係機関におきましては一部御紹介を割愛させていただきたいと思っております。

まず、議事（1）の直接被害につきましては、総務省様、消防庁様、経済産業省様、資源エネルギー庁様、国土交通省様、文部科学省様から御発表いただきます。

次に、議事（2）の自治体における災害応急対応につきましては、ワーキンググループに御参画いただいております石川県様に加え、富山県危機管理局防災・危機管理課長の熊本誠様、新潟県防災局防災企画課長の堀川健一様から御発表いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報道機関のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。会議の円滑な進行のため、御協力をよろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

○藤本企画官 それでは、配付しております資料を確認させていただきます。

資料につきましては、議事次第のほか、ワーキンググループ委員等の名簿と本日の御発表者の名簿がございます。議事（1）に関わるものとして資料1-1から1-5、議事（2）に関わるものとして資料2-1から2-3がございます。また、参考資料1と2がござい

ます。不足等がございましたら、事務局までお知らせいただけますと幸いです。よろしいでしょうか。

それでは、以下の進行は福和主査にお願いしたいと思います。福和主査、よろしく願います。

○福和主査 福和でございます。おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は多数の議事がございますので、効率よく進めてまいりたいと思います。

最初に、参考資料1と2について事務局から説明をお願いいたします。

○森久保参事官 内閣府防災で参事官をしております森久保と申します。前回以降、異動になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、参考資料1と2について簡単に御説明させていただきます。

参考資料1は、前回第1回の議事要旨でございます。各委員には既に御確認をいただいておりますので、本日の会議終了後、速やかにホームページにアップしたいと考えております。

参考資料2は、今後の議論テーマについてでございます。右下に表をつけてございます。本日は第2回といたしまして、この後、「直接被害への対応について」、「自治体支援について」が本日のテーマになってございます。

次回以降は、8月7日、第3回といたしまして、同じく「自治体支援について（市町）」、「避難所運営について」、8月20日、第4回としまして、「避難所運営について」、「物資調達・輸送について」、「分野横断的な対応について」を予定してございます。第5回目以降は、まだ日程は調整中でございますが、同じく「分野横断的な対応について」をやった後、報告書に向けての議論をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思います。議題は大きく2つになっておりまして、1つ目が「直接被害について」、2つ目が「自治体における災害応急対応について」でございます。

議事（1）につきまして、関係省庁の方々から全体を順番に説明いただいて、その後にまとめて議論をさせていただきたいと思います。

では、順番に参りたいと思いますので、最初に総務省から資料1-1に基づいて御説明いただければと思います。

○大塚課長 ありがとうございます。総務省でございます。

資料1-1に基づきまして、通信・放送分野の大規模災害対策についてお話をさせていただきます。

まず、通信についてお話をさせていただきます。資料3ページを御覧いただければと思います。

携帯電話ネットワークでございます。災害が発生いたしますといくつかの理由によって携帯電話サービスに支障が出る場合がございます。主な理由はそこに掲げさせていただいております3つがございます。電源が途絶する場合、基地局自体に支障がある場合、3番目としまして基地局まで光ファイバーの伝送路がございますが、これが地震等によって切れてしまう場合がございます。

4 ページをお願いいたします。

今回の能登半島地震の被害でございますけれども、これは能登半島北側の6の市町をフォーカスした地図でございます。例えば、左側のNTTドコモを御覧いただきますと、これは支障が一番大きかった時点でございますが、1月4日の朝の時点におきまして、灰色と申しますか、濃いグリーンの部分、従来は携帯電話が使えたエリアでございますけれども、ここが使えなくなりました。もともと使えたエリアのうち7割においてサービスが使えなかった時点があるということでございます。

5 ページをお願いいたします。

そういった支障に対しまして、こういった取組によって復旧を進めていくかということでございますけれども、5 ページにいくつか掲げさせていただいております。基本となりますのは、4 ポツでございますけれども、通信各社が最大約100台の車載・可搬型の基地局を運用と掲げております。写真は下の右側でございますけれども、車載型の基地局というものがございます。これは、高い鉄柱がついていまして、先に携帯のアンテナがついているものでございますが、こういったものを順次展開いたしまして復旧を進めている。

あるいは、電力が途絶している場所につきましては、発電機とか電源車といったものを展開して復旧を図っていくというものでございます。特に今回は、船上の基地局、左下の写真のようなものも展開したり、あるいはドローンを展開したりという形での復旧も行われているところでございます。

6 ページをお願いいたします。

復旧のこういった機材を展開するためには、もちろん通信事業者の努力によるところもあるのですが、関係の政府機関の御助力を本当に多くいただきました。右側の写真ですと、海上自衛隊によりまして、これは輪島市の町野地区だったと思っておりますが、こちらに通信事業者の機材を展開するにあたっての搬送をお願いしたということがございました。

また、道路啓開が進んでない場所につきましては、国交省あるいは石川県といった関係の皆様方をお願いをいたしまして、通信の復旧のために道路の啓開を進めていただきたいということで調整をさせていただいたことも多々あったところでございます。

7 ページをお願いいたします。

そういった取組によりまして復旧を少しずつ進めたところではございますけれども、災害対応に必要となるエリア、特に重要なものとして市町村の役場があると認識してございますけれども、こういったところにおきましても、1月1日、2日、3日にかけて携帯電話が使えないという事態が生じたところでございます。こういったところについては、

優先的に先ほどの機材を投入して復旧に努めておりまして、例えばKDDIの輪島でありますと1月3日の早朝にはエリア復旧を果たしたところでございます。

さらに、役場以外のところにつきましても復旧を進めまして、8ページにございますとおり、これは1月18日に携帯各社がそろって発表した内容でございますけれども、1月17日あるいは1月15日には道路啓開が進んでいない、立入りができないところを除いては応急復旧が完了したという姿になってございます。

9ページ、10ページは、その時点でのエリア支障を地図としてまとめさせていただいております。

2つ目の項目として、11ページ以降で御紹介させていただきたい内容としまして、今ほどは携帯電話の復旧の話をしていただきましたが、この復旧が行われるまでの間におきましても、避難所あるいは自治体等の活動において通信手段が必要になるということを考えております。もちろん防災行政無線等も置いていただいておりますけれども、避難所等に必要な場合におきまして、総務省あるいは通信事業者としまして、Starlinkのような衛星インターネットサービス、あるいは従来型の衛星携帯電話等々の貸出しをさせていただくという取組をさせていただいたところでございます。

具体的な機材は13ページに掲げてございます。

最後に、さらなる強靱化として考えているところを簡単に御紹介させていただきます。15ページをお願いいたします。

いくつかございますけれども、3月、6月に通信事業者と総務省とで連絡会を開催いたしまして、取組を今後より強めていくところ、不足があったところ等々を検証してございます。

今後の取組として、オレンジ色の箱をいくつか掲げてございますけれども、1つ目として、例えば事業者のベストプラクティスの共有。今回の共有もございまして、先々の共有もございまして。衛星アンテナのようなものにつきましては、本当に技術が日進月歩でございまして、今回はStarlinkの活躍というのがございましたけれども、従来型の衛星機材と比べますと、本当に帯域、いわゆるスピードが増してございます。こういったものについて情報共有する。2つ目は事業者間の協力。先ほど申しました船舶の共同運用などもございまして、こういった取組の有効性を確認し、今後強化していくことを確認してございます。

16ページに、復旧の機材あるいは基地局自体の強靱化をこれまでも進めてきたということ掲げさせていただいておりますけれども、先ほど申しましたように、市役所等の基地局においても一定期間停波が発生してございますので、こういった特に重要な場所の基地局の強化、あるいは応急復旧機材の強化につきましても、総務省としても今後の方策を考えてまいりたいということを考えております。

18ページ、最後でございまして、先々、令和7年度中には非常時における事業者間のローミングを実現したいと思っております。これは、ある場所におきまして、例えば

NTTドコモが使えなくてもKDDIにおいてはサービスが使える場合が今回の能登半島においてもかなりございました。NTTドコモのユーザーがKDDIのネットワークで救われる可能性、あるいはその逆という可能性もございますけれども、こういったものを視野に入れまして、事業者間ローミングの実現に向けて取組を進めてまいりたいということを考えてございます。

通信につきましては以上でございます。ありがとうございます。

○本橋室長 続きまして、放送について御紹介いたします。20スライド目を御覧ください。

今回の地震で、放送は地上波テレビ・ラジオ、ケーブルテレビともに大きな損害がございましたが、現状、おおむね復旧したという状況になってございます。

これまでの取組状況でございますが、自衛隊様等の御協力をいただきまして、例えば輪島中継局、これはテレビ・ラジオの中継局になりますけれども、こちらに燃料補給をしたり、NHKのほうから避難所を訪問しまして、テレビの受信可否の確認等、テレビ・アンテナの設置を実施してございます。

また、皆さん御承知のとおりだと思っておりますが、中継局の停波の影響で地上波テレビが映らない状況を受けまして、1月9日から、NHKのほうからBS放送（BS103）を使って金沢局の番組放送等を実施してございます。

21スライド目ですが、地上基幹放送局の復旧・取組状況について御紹介します。今回の地震を受けまして、商用電源が停止いたしました。その結果、複数の地上基幹放送局において停波という状況が発生してございましたが、今年の1月24日までに商用電源が回復したことをもちまして、全ての中継局で復旧済みとなっております。

22スライド目を御覧ください。今度はケーブルテレビの状況でございます。こちらについては、線を張って放送をお届けすることになるのですが、土砂崩れとか家屋倒壊等がありましてケーブル網が寸断することが発生してございましたが、今年の3月末までにはおおむね復旧は終わってございます。

これから本格復旧に向けて動いていくことになるのですが、こちらについては総務省としても本格復旧に向けた補助事業を御用意しまして、こちらを御案内して、本格復旧をサポートしていくということをやっていきたいと思っております。

最後に、放送インフラの強靱化の推進について。23スライド目になります。今回の地震を受けまして課題・教訓を踏まえつつ、放送インフラの本格復旧や強靱化を支援ということで進めていきたいと思っております。

まず、下の左側ですが、地上波中継局への支援ということで、課題としてはアナログ波時代に建設された局舎・鉄塔は耐震性が低くて、被災時に脆弱性が顕在化したということがございます。あと、能登半島地震において停電によって一部地上波中継局が停波し、停波まで至らなかった中継局でも燃料が必要になったということがございました。

こういうことを踏まえまして、局舎及び鉄塔に対する耐震対応等も視野に入れまして、地上波中継局の耐災害性強化支援を実施していきます。あと、予備電源や人的リソースの

共通化、中継局の共同利用というものも推進していきたいと考えてございます。

もう一つ、ケーブルテレビでございますが、こちらは先ほど申し上げたとおり、土砂崩れ等がありまして伝送路の寸断もございました。停波が生じたということになっております。あとは、発災後、道路の啓開、電柱の復旧状況、そういった情報共有があまり円滑ではなかったという反省点がございました。こちらを踏まえまして、ケーブルテレビ等の耐災害性強化支援をやってまいります。

もう一つ、これは事業者団体になるのですが、日本ケーブルテレビ連盟という業界団体がございますが、こちらのほうでヒト・モノの復旧支援を行ってまいりましたので、こちらを通じまして関係者の連携体制強化をやっていきたいと考えてございます。

放送については以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

続きまして、消防庁さん、お願いいたします。

○畑山課長 消防庁でございます。

資料1-2をお開きください。2枚構成になっております。1ページ目が「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」でございます。これは、令和6年の能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災につきまして、消防庁長官調査を実施しまして、今後取り組むべき消防防災対策の在り方を検討するため、消防庁、国土交通省を事務局とした検討会を3月から6月まで開催しまして、この報告書を7月の初めにおまとめいただいたところでございます。

火災の概要としましては、焼失面積が約4万9000平方メートル、240棟の焼損、出火から14時間後に鎮圧されています。火災の原因につきましては、地震の影響により電気に起因した火災が発生した可能性は考えられますが、具体的な発火源、着火物等の特定には至らなかったところでございます。

資料の左側の真ん中にある「明らかになった課題」というところを御覧ください。大きく3つございます。1つは、条件不利地域である半島部での大規模火災であったこと、道路の寸断により陸路での早期の応援が困難ということがございました。

2つ目、地震・津波発生時における沿岸部での大規模火災であったことがございます。これによりまして、住民とか消防職員、消防団員が避難を要するということがございまして、火災の発見や通報、初期消火の遅れがありました。また、地震により車両とか消防団の拠点施設などの消防施設の被災、管内での災害が同時発生することに伴う消防力の低下がございました。また、断水、地盤の隆起、津波によりまして消火栓が使えないとか、自然水利の確保が困難ということがございました。また、津波警報が発表されていた中での津波浸水想定区域における消防活動が行われたということで、職員の安全確保も図りながらどうしていくかということが課題となったところでございます。

3番目が、古い木造建築物の密集地域での大規模火災であったことでございます。道路が狭いということで、火災が発生すると延焼が拡大しやすいとか、倒壊した建物などが通

行障害の原因となって道路を越えた延焼媒体となった可能性がございました。

こうした課題も見まして、全国の消防本部でこういった対応が取られているか、こういった計画が取られているかも調査したところでございます。

左下にございますとおり、地震や津波災害時における消防活動計画の策定状況ということで申し上げますと、地震時の木造密集地域の火災防ぎょについては39%の消防本部が計画を策定している。また、津波警報下で消防活動をどのようにしていくかというところを勘案したものが31%、地震時の木密地域、津波警報下での消防活動の両方を合わせもった何らかの計画を定めているところが20%という状況でございます。また、海や川などの無限水利を活用した遠距離送水を計画に定めていたところは4%でございました。

それから、今回のように、津波災害がこういった状況かというのを踏まえて活動していく中では、災害の情報をいかに確保するかが重要でございますが、津波災害時の消防活動のため、气象台との情報共有・連携体制が取られているのは2%という回答がございました。

3番目、火災予防対策ということで、地震火災の予防のための普及啓発に取り組んでいる消防本部が23%で、今後こういったことも含め、消防本部において取組を引き上げていかなければいけないということが分かったところでございます。

そこで、右側にありますとおり、今後の対応策でございます。1つ目は、地元の消防本部等の体制強化ということで、震災時の木密地域とか津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画を策定していくこと。それから、津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集。また、水利の確保に取り組むつつも、それが困難である場合の消火方策をあらかじめ考えておく必要があるということがございます。

ハード面でいきますと、火災の早期覚知、情報収集のためのドローンとか高所監視カメラ等の整備を促進すること。また、消防施設の耐震化・機能維持。そして、水利の確保でいけば、耐震性貯水槽の設置促進、無限水利を活用した遠距離送水を行える車両や資機材を整備する。それから、消防力が劣勢の中、いかに活動していくかということでいくと、省力化・無人化の促進ということで、無人走行の放水ロボットとか消火用ドローン等の整備も図っていく必要があるということが挙げられます。また、地元の消防本部と併せて、消防活動に従事する消防団の充実も重要ということがございます。

また、応援部隊の体制強化につきましては、2枚目にまた出てきますので、ここは飛ばしまして3番目でございます。地震火災対策の推進ということで、火災予防の推進でいきますと、家具転倒防止対策、耐震自動消火装置付きの火気設備、住宅用火災警報器等の設置促進をしていく。また、感震ブレーカー等の普及促進も図っていく必要があるということについて検討会で御指摘を受けたところでございます。

4番目のまちづくりでございますが、都市構造の不燃化、密集市街地の整備改善、住民の地域防災力の向上に資するソフト対策の実施、そして、老朽木造家屋とか、避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化の促進、こういったものを図っていこうということ

が検討会報告書としてまとめられておりますので、我々も取組を進めていきたいと考えております。

2 ページ目でございます。応援部隊の体制強化につきましてまとめてございます。緊急消防援助隊の充実強化策ということで、火災対応以外も含めまして緊急消防援助隊の活動全般について、出動した21の都府県の隊員から意見を聴取し、対応案の検討を行いました。

課題としては、道路事情により陸路進出に困難が伴ったため、迅速な進出に向けた車両等の検討が必要であるとか、空路・海路進出について関係機関とのさらなる連携、また、寒冷地における隊員の環境改善、効果的なヘリの活用をするための航空受援体制の強化が必要といったことが挙げられました。

今後の対応の方向性として、これらへの対応として、小型軽量化された車両や資機材、高機能エアテントの整備といったハード面の対策や、自衛隊等の関係機関と実践的な連携・訓練、航空受援訓練の実施を行うといったソフト面の対策などを実施し、緊急消防援助隊の充実強化に努めていきたいと考えております。

消防庁からは以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

続きまして、経済産業省さんからお願いいたします。

○岡江総括補佐 経済産業省でございます。

資料1-3に沿って御説明をさせていただきます。電力とガスについて御報告をいたします。

電力につきましては、過去の地震、台風災害なども踏まえまして、その教訓を生かして今回対応したということございまして、今回対応した内容とか得られた教訓について、経産省では審議会を開催いたしまして資料にまとめておりますので、それに基づきまして御報告させていただきます。

まず、1月1日の発災から、石川県を中心に最大4万戸が停電したという被害が発生してございます。土砂災害、瓦礫の発生等によりアクセス困難箇所が多数発生。地元自治体や自衛隊さん、地方整備局などと緊密に連携しまして道路啓開等に対応してございます。

4 ページ目は、被害の推移、停電の減少の推移でございます。

5 ページ目からが対応した内容でございます。北陸電力送配電の停電復旧における体制ということで、グループ内の応援はもとより、そのほかの地区の一般送配電事業者とともに、災害時連携計画というものを電気事業法の規定に沿って定めておりまして、これに基づきまして他電力会社へ派遣要請を行ってございます。沖縄電力を除く全国からの応援を得て1,000人規模で対応したということでございます。

災害時連携計画の内容としましては、非常災害時の被災事業者と応援事業者間の役割分担とか連絡フローを日頃から整理しております。また、同計画に基づきまして、電源車による応急送電とか復旧手順の共有、応援派遣を想定した被害状況等の情報連携方法に関する訓練を日頃から実施しておりまして、この訓練を糧に今回対応したということござい

ます。

さらに、今回、復旧拠点として中能登町のアルプラザ鹿島というショッピングセンターを活用しまして、効率的な復旧作業を実施しています。ショッピングセンターは駐車場などが広いので復旧車両を多く入れられるということで、日頃から電力会社と民間企業で取決めをして使えるようにしていたということでございます。

6 ページ目に参りますが、そのほかの関係者との連携ということで、北陸電力送配電におきましては、道路管理者の道路啓開作業に同行して電力線の加圧状況を確認するなど、作業安全を徹底しながら復旧作業に当たってまいりました。

アクセス困難箇所につきましては、海上保安庁とか自衛隊さんと関係者間で連携協定を結んでおりまして、作業員等の迅速な派遣を実施してございます。

7 ページ目でございますが、電源車による電力の供給ということで、停電の長期化が見込まれてしまったところにつきましては、避難所、医療・福祉施設といった重要な箇所につきまして電源車を派遣した代替供給を実施してございます。

電源車は燃料が必要ですので、定期的に燃料を補給しなければいけないのですけれども、降雪地帯ということもあって、燃料の貯蔵所からタンクローリーを一回一回派遣することも難しいので、消防さんと調整をさせていただいて、燃料の貯蔵や取扱いの調整を行ったということでございます。

具体的には、右下に「消防法の規定」がございすけれども、基本的に指定数量以上の危険物は貯蔵所でしか扱えないという規定があるのですけれども、ただし書きがございまして、10日以内の間であれば、仮に貯蔵し、または取り扱う場合はこの限りはないという規定がございすので、この規定を基に消防さんと調整をさせていただきまして、効果的な復旧、電源車の派遣をやってきたということでございます。

電力に関しては以上でございます。

○福和主査 ありがとうございます。

続きまして、ガスのことをお願いいたします。

○山下室長 続きまして、都市ガス・コミュニティーガスについて御説明いたします。

スライドの10ページをお願いいたします。こちらは被害状況でございます。都市ガスにつきましては、液状化や差し水による導管の被害が一部に生じております。差し水といたしますのは、破損した導管の中に水が流れ込んでしまう被害でございますけれども、このような被害によりまして148戸に供給支障が生じました。しかしながら、事業者の方々の復旧対応によりまして、1月4日中には全て供給を再開しております。

また、LNGの基地におきまして、地震発生によりましてプラントが停止しましたがけれども、津波警報が解除された後に安全確認を行いまして、1月2日には稼働を再開しております。この関係で、需要家に対する供給支障は生じておりません。

また、コミュニティーガスは7つの団地で509戸の供給支障が生じております。こちらにも、事業者の方々の復旧活動によりまして、建物崩落など復旧困難な場所を除きまして、1月

10日までには供給を再開しております。その後も、建物自体の復旧によりまして、4月9日に一部で供給を再開しております。青の枠の下の部分、あるいはスライド11に詳しい被害の状況を記しております。

今回の地震におきましては、供給地域の震度の関係もございませけれども、極めて大規模な供給支障は生じておりません。また、大地震の際には安全のために一定区域でガスの供給を遮断する場合もございませ。過去の大地震ではこのような場合もあったわけございませが、このような大規模な供給停止の場合には、復旧のために他の地域のガス会社が駆けつけて応援に入る場合もございませけれども、今回の地震の場合はそのような事態は発生しておりませ。

引き続き、そのような事態に備えまして事業者では訓練を行っておりますし、我々も必要な検討を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福和主査 LPガスについてもお願いします。

○日置室長 LPガスについてでございます。

特に被災した能登の6市町で主に使われているガスという意味では、LPガスがメインとなります。資料に基づいて説明させていただきます。13ページです。

LPガスにつきましては、七尾に供給基地がございませ。そして、能登の6市町には充填所が3か所ございませ。こちらのうち幾つかの設備が被災したものの、他の基地なり充填所等から応援配送することで、供給自体に支障が生じることは結果としてなかったと考えております。

個別に申し上げます。まず七尾の基地、こちらは資料の左下の地図の緑の丸のところでございます。発災当初、こちらにつながる道路が使えない状況になりまして、基地からLPガスを出荷できないという状況になりました。こちらについては、石川県の土木事務所なりに御協力いただきまして、1月15日には出荷できるという形に復旧してございませ。

そして、七尾の基地ではLPガスを海上から受け入れて出荷をするという体制を取っております。その関係で、国交省さんの港湾部局、県の土木港湾部局なり、海上保安部の方々の御協力も得た上で、3月1日には海上からの燃料の受入れもできるようになり、通常の出荷体制に移行したという形になっております。

通常どおりの出荷体制に移行するまでの間は、金沢や新潟、四日市など各地の基地から代替配送するという対応してございませ、そうしたことにより供給に支障は生じなかったということになります。

また、現地の充填所、ガスボンベにLPガスを詰める場所になりますが、3か所のうち2か所は稼働停止したのですけれども、他の充填所、例えば七尾や羽咋の充填所からLPガスをボンベに充填して現地に配送することで対応したということございませ。

需要家側の設備についても、安全点検をすることによって、2月中旬にはLPガスの使用に支障がない状況を確認しております。

以上が全体の供給の状況でございました。

その他、補助金によりLPガスタンクを設置するというのを我々はやっておりますけれども、そうした福祉施設等は避難所としても機能をして、煮炊きに加えて空調利用するという観点でこのガスタンクが使用されております。

他方で、能登の6市町でそうした施設が多かったかという、そうではなく、避難所として活用されていた小中学校の体育館とか、そうしたところにLPガスタンクを設置することをさらに進めていけないかというような話をしているところでございます。

また、LPガスは、避難所における炊き出しや洗濯機の燃料としても活用されておりました、その際、安全面の観点から、どこでどう使えるのかというアレンジは生じたと理解しております。すなわち、自治体側のほうで安全面の指摘をして、調整が発生することはあったと仄聞しておりますが、実際の供給の量として足りなかったということではないと理解しております。

私からは以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

引き続きまして国土交通省からお願いいたします。

○西澤課長 国土交通省でございます。

資料1-4で御説明させていただきます。

まず1ページでございます。「国土交通省における能登半島地震を踏まえた防災対策の推進」ということで御報告させていただきます。

国土交通省では、国土交通大臣ヘッドの防災・減災対策本部におきまして「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を、毎年テーマを決めてやっておりまして、令和6年度については「能登半島地震を踏まえた防災対策の推進」というテーマで6月末に策定をし、それに基づいて進めています。

能登半島地震発災・応急対応ということで、1日の発災以降、応急対応をしながら、実際の対応の検証を分野ごとに検討委員会をつくって進めてきておりまして、その一部が政府の自主点検レポートに入っておりますが、入っていないものも含めましてテーマとしてプロジェクトを取りまとめたということでございます。

2本の柱がありまして、「発災後に被害の影響を軽減するための応急対応」、「被害を防止・軽減するための事前対策」、主にインフラ整備の観点ですけれども、そういったところでまとめてございます。

2ページをお願いします。

まず、1つ目の柱の応急対応でございますけれども、検討の方向性を4つ示してございます。1つ目が迅速な情報収集体制の強化ということで、発災当初はなかなか情報が入らなかったということ、特に奥能登へのアクセスに関して要請が強かったということで、ITSスポット、可搬型路側機といったことを充実しながら、通れるマップなどを充実していったということがございます。

2つ目の自治体支援のためのTEC-FORCEの機能強化ということでございますが、後ほど説明させていただきますけれども、資機材や装備品の充実や、外部人材や民間団体との連携強化が今後必要になってくるだろうということでございます。

3つ目の国交省資機材を活用した被災者支援でございますけれども、やはりトイレが足りなかったということで、公共工事での快適トイレの標準化、トイレカーの導入、あるいは道の駅の強化、可搬式浄水施設の整備の促進といったことを考えて参ります。

4つ目に、陸海空が連携した啓開体制、物資輸送の確保とありますけれども、陸路だけでなく空路・海路も活用した輸送が大事ということで、道路啓開計画へしっかり反映すること、さらには、物流等においても、事業者間での協力協定の締結を促進していきたいというようなことをまとめてございます。

3ページをお願いします。

こちらが事前対策とインフラ整備の観点です。今回、地震動あるいは火災、津波、液状化による被害が発生したわけでございますけれども、一方で、耐震化を実施したインフラは致命的な被害を回避して、復旧の迅速化に寄与したということもだんだん分かってきてございます。

こういった中で、検討の方向性としては、事前防災の観点で、防災インフラの充実・強化を計画的・戦略的に推進していきたいと考えております。特に、冗長性のあるネットワーク、あるいは分散型システムも考えていく必要があります。さらには、被災後速やかに機能を発揮するようなインフラ整備を考えていくということでまとめてございます。

4ページをお願いします。

まず、応急対応のほうです。TEC-FORCEに関しては、今回は、右側にグラフを書いておりますけれども、派遣人数、派遣機械数は、熊本地震に比べても最大値で、特に期間はかなり長期にわたって大規模な人員を派遣しているというような状況でございます。

具体的には、写真にもございますが、まず情報収集の部分では発災当初からリエゾンを送り込んで収集しています。さらに、被災状況調査では、防災エキスパートによるTEC-FORCE被災状況調査ということで、TEC-FORCEの構成員である地方整備局職員のOBにも対応いただいて調査をしてございます。応急対応のところでは、道路の緊急復旧もありますし、また右側のほうでは、能登空港での運用支援みたいな話もやってございます。

5ページをお願いします。

迅速な災害対応を図るための資機材とか措置ということで記載してございます。左から2つ目の箱ですけれども、陸側から到達できない区域の道路の緊急復旧を権限代行でやるということになったのですけれども、その際に、ヘリポートとして駐車場を借りるということだったので、その手続が道路管理者である石川県になってしまうので、そこでの迅速性というところをさらに追求したいということで、そういったところをできる措置も検討が必要だろうということでございます。

それから、一番右側にございますように、新技術の活用というのも、今回も使いました

が、さらに検討していく必要があるということでございます。

6 ページをお願いします。

こちら、TEC-FORCEの強化という意味では、多様な主体と一体となった活動の強化、民間団体との連携が必要になってくるということございまして、一番左側にありますように、実際にTEC-FORCEは、職員だけでやる部分と、それだけではできない建設者と一緒になって啓開する部分、あるいは下水道事業団、水資源機構、いろいろな専門的な主体と一体的に活動する部分がある。南海トラフ、首都直下を考えれば、桁違いの派遣規模になるわけでございますので、そういった多様な主体との連携が必要だと。一方で、防災エキスパートみたいな方はボランティアベースでやっていただいているところもあるという中で、そういった環境整備が課題になるということでございます。

それから、物資拠点での話。2次避難ということでも、物流事業者のノウハウ、宿泊事業者との情報共有ということで、事前にいろいろなことを手配しておく必要があるということでございます。

7 ページをお願いします。

今回、TEC-FORCEを大規模に派遣させていただきましたけれども、過酷な環境の中で、より派遣しやすい環境整備が必要になってくるということでございます。職員が行っても、トイレがないので飲食を控えざるを得なかった、雑魚寝をしていた、さらには女性職員が参加しにくい状況もございました。そういったところで派遣しやすいような環境整備を今後考えていかなくてはいけないし、職員の士気維持という観点では、危険な現場環境に見合った処遇も考えていく必要があるのかなということでございます。

それから、作業スペースという面でも、立って作業をする場合や、待機支援車を我々は送り込んだのですが、寝るだけで、作業スペースがない車両もございました。

それから、一番右側ですけれども、移動に片道7時間を超えるケースがあつて、なかなか睡眠時間も確保できないし、それを自ら運転していくということさらに疲労が蓄積するという状況もございます。こういった中で、活動拠点の強化を考えていく必要があるということかと思えます。

8 ページ目をお願いします。

これも資機材関係の話でございますけれども、先ほども申し上げましたが、被災地ニーズを踏まえた可搬式の浄水装置。これは、珠洲市で断水が発生したときに、給水車がかなり遠方まで水を取りに行かなければいけないという中で、可搬式浄水装置を市内中心部のため池に設置したことで、給水車の往復距離が激減して効率がよくなったということでございます。

それから、右側でございますように、移動式のトイレも持っているものが1台しかございませんので、こういったものをどのように増強していくのか、あるいは平時使いも踏まえた対応を今後検討していく必要があるということでございます。

9 ページでございます。

先ほども言いました啓開体制の強化ということで、写真が出ていますが、今回、道路の啓開が回らなかったのも、自衛隊と連携して、海から重機を運んで道路啓開ということもございましたし、こういったことを今後いろいろなところで啓開計画を見直しながらつくっていかねばいけないということもございます。

港湾・空港につきましても、BCPという観点ではさらに整備を進めていく必要があると考えてございます。

右側、国交省が持っている給水車は給水機能付きの散水車で、かなり大量の水が入るのですけれども、一方で、給水車のようにポンプがついていなかったといったこともございますので、実際に使っていくに当たっては必要な機能をアップしていくことも考えていく必要があるということかと思えます。

また、避難所において照明車を使った電源支援なんかも行いましたが、これについてもしっかり体制の確保とかルールづくりといったところを整備していく必要があると考えてございます。

10ページでございます。

生活インフラの復旧のための関係者間の連携でございます。インフラ4点セットとずっとと言われておりました。上下水道、電力、通信、道路です。道路の緊急復旧につきましても、関係者と密に連携をしまして優先度を決めながら整備をしたのですけれども、ここについても大分連携が図られたのですが、さらにこれを進めてまいりたいと思っております。

それから、右側に国の権限代行による災害復旧ということで、今回、大規模災害復興法、あるいは個別法に基づきまして、道路、地すべり、河川、砂防、港湾、空港、海岸ということで多分野において国の代行事業をやっておりまして、能登復興事務所等を整備しまして推進しているという状況でございます。

11ページからがインフラ関係の事前対策でございます。住宅・建築物の耐震化ということでは、先ほどもありましたように、有識者委員会で被害の原因分析等を検討しておりまして、そういった分析を踏まえた対策を今後していく必要があるということでございます。

右側につきましても、上下水道のインフラの耐震化・強靱化ということでございますが、こちらも検討会をやっておりますが、システムの急所となるような施設の耐震化、重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化をやっていく必要があると考えてございます。

12ページでございます。

左側の道路でございます。過去にも地震があったのですが、そこで被災はなかったのだけれども、水が集まりやすい高盛土はやはり被害が出ていた、それから、今回、意外と構造物は被災が少なかったのですけれども、境界部分での変状が交通機能に著しい障害を及ぼしたというところがございます。

そういう中で、既存盛土に対しては、重要度に応じまして修復性も含めた道路機能に係る性能確保に配慮して、計画的に耐震の照査や必要な対策を検討していきたいと考えています。

右側の港湾でございます。港湾も、予定しています耐震強化施設の未整備のところはやはり多く残されております。今回、できたところは効果を発揮したのですが、被災地だけでなく、積み込む側の港湾においても耐災害性の強化対策を促進していく必要があると考えてございます。

13ページ、左側は空港でございます。能登空港では、発災翌日より救援ヘリを受け入れるなど、救援活動の拠点として役割を担いました。他方で、切盛土の境の位置で段差や亀裂等が発生しました。こういった空港は能登空港以外にも結構ございますので、そういったところは検証が必要でございますし、そういった空港の耐震化だけでなく、災害時の防災拠点としての機能も保持できるように検討を行いまして、空港の防災力の強化を図ってまいります。

右側は、木造住宅の関係です。古い木造建築物が密集する地域においては火災もありましたし、建物倒壊が消防活動等に支障を来す場合もございました。そういう中で、道路閉塞を防いで、円滑に人命救助、消火活動等が実施できるように、老朽木造家屋、あるいは重要な沿道の建築物等の耐震化を進めていく必要があるということかと思っております。

14ページをお願いいたします。

液状化の関係でございます。液状化被害を軽減するためには、行政が主導する事前の対策のほか、住民や事業者が自ら行う事前の備えを促すことが重要であるということで、そのためにもリスクコミュニケーションをしっかりとっていく必要があります。そのためにはリスク情報を示していく必要がございますので、全国で地盤のボーリングデータの収集・公表、行政における液状化ハザードマップの作成を促進してまいります。

あわせて、大地震時に液状化現象が発生する可能性のある地域において災害の発生を抑制するために、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進してまいりたいということでございます。

最後、15ページ、今後の防災対策の方向性でございます。応急対応につきましては、これまで国交省としても、自らのインフラ管理のために用いている人材・資機材・予算を活用する形で自治体支援を実施してまいりましたが、今後、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害、関係する自治体とか、あるいは人口で言っても何十倍、何百倍となることが想定されるわけですので、そういったところに立ち向かうためにも、被災自治体支援のためのTEC-FORCEの対応力の強化が必要になる。そのためには、資機材や措置の充実、高度な専門性を有する多様な主体と一体となった活動の強化、活動環境や処遇の改善等を検討してまいりたいと考えております。

下半分が事前防災対策のインフラ部分でございます。こちら、耐震化を実施したインフラは致命的な被害を回避し、復旧の迅速化に寄与したということで、事前の備えの効果・重要性が再認識されたところがございますので、国民の生命と財産を守る防災インフラの充実・強化を推進する事前防災対策をより一層計画的・戦略的に推進してまいりたいと考えております。

国交省からは以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、文部科学省からお願いいたします。

○後藤参事官 文部科学省でございます。

資料1－5を御覧ください。

私のほうからは、学校における災害対応について御説明をいたします。

まず、資料の1ページは、従前より進めてきた取組でございまして、公立学校の例で申しますが、一番左側の欄、構造体の耐震化、体育館の吊り天井の耐震対策などを進めてまいりまして、いずれも99%を超える進捗でございます。

こういった取組によりまして、今般の能登半島地震におきましても建物が倒壊するような被害は発生しておりません。今回、冬休みではございましたけれども、子供たちの命に関わるような被害も発生しないだろうと想定されます。また、避難所の開設や学校の早期再開という点では非常に大きな成果が出ていると考えているところでございます。

そのほか、現在、5か年加速化対策の中で記載のような取組を進めている状況でございます。

2ページ目を御覧ください。

次に、能登半島地震における被害の状況でございます。倒壊はしませんでした、やはり無傷というわけにはいきませんが、被害の大小はございますけれども、約1,000校の学校で被害が発生したという状況でございます。また、今回の地震では、液状化や隆起陥没といった地盤の影響による被害の多さも特徴的ではないかと考えております。

3ページ目をお願いいたします。

能登半島地震を踏まえた課題と対策でございます。子供たちの安全確保及び学校の早期再開に向けて、引き続き非構造部材の耐震対策などの耐災害性の強化を図っていく必要があると考えております。また、子供たちの学習環境の向上とか熱中症対策の点からも、エアコンの整備が急務となっております、これまでの補助率3分の1を2分の1まで引き上げまして、今、推進を図っているところでございます。

ちなみに、国立大学におきましても全体の8割の学校で避難所指定等を受けておりますので、一定の地域貢献を果たしている状況でございます。

4ページ目をお願いいたします。

避難所として使用された学校の検証例となります。特に避難所運営の中では、子供たちの学習空間と避難者の生活空間を区分することが非常に大事になってまいりますが、この事例では、体育館にエアコンがなかったために避難者がエアコンのある教室等に避難されたという状況が生じたということでございまして、体育館へのエアコンの設置の重要性を再認識した事例になります。

5ページ目をお願いいたします。

次は、学びの継続、学校の早期再開という観点からの課題と対応策でございます。文科

省では、今般の能登半島地震での対応を振り返る中で、被災地における課題とか支援ニーズ、そういった声が届きにくいという状況、課題が明らかになりましたので、支援派遣の枠組みを構築することを今進めております。まだ仮称ではございますけれども、略称は「D-EST」とする予定としております。

被災地の学校では、児童生徒等の安否確認とか施設の被害状況の確認、あと避難所運営などの災害対応業務が増加する中で、現地の教職員の方々がやはり疲弊してしまうというような状況が発生いたします。

ここに書いております②番の学校支援チームでございますけれども、これは自治体に独自に設置されているようなチームでございますして、現在5つのチームがございまして、そういったチームが現地に入りまして、現地の教職員の方々が学びの継続や学校の再開に専念できるように支援して下さるようなチームでございますして、今後、こういったチームとの連携や、まだ5つしかございませんので、全国規模に拡大していくような取組を進めて、各学校に対してきめ細かな対応ができるようにしていきたいと考えております。

最後、6ページ目でございます。

これは、能登半島地震におけますソフト面での取組になります。今回の地震では、学びを継続するために集団避難とかオンライン学習が実施されました。文科省では、こういった取組を支援するために、集団避難先への教職員の派遣、スクールカウンセラーの派遣、そのほか記載のような取組を実施してきております。環境が整ったところから教育活動が再開されまして、少し時間がかかっておりますけれども、4月には全ての学校で短縮授業が解消されて、通常授業が開始できているという状況でございます。今後も、こういった経緯や取組を踏まえまして、被災地に寄り添いながら学びの継続、早期の学校再開に資するような取組をしっかり進めていきたいと考えております。

文科省からは以上です。ありがとうございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

各省庁の皆さんに非常に効率よく説明いただいたおかげで、時間どおり進行ができております。

ここから、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。御発言いただける方は挙手をしていただければと思います。オンラインの方も手挙げボタンでお願いいたします。いかがでしょうか。相当膨大な量で、各省庁はきちんと議論していただいた上で今日まとめていただいていますから。

酒井委員、お願いいたします。

○酒井委員 （通信不良）

○福和主査 酒井委員、通信状況がよくないようで、言葉が途切れ途切れになってしまうものですから、もしも可能であれば御意見をチャットで入れていただけると。あるいは、通信環境の改善をするか。画像を切っていただけると、多少聞き取りやすくなるかもしれません。もう一度画像を切って御発言いただけると。いかがでしょうか。酒井委員、聞こ

えますか。

○酒井委員 チャットで入れさせていただきます。

○福和主査 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、浦野委員、お願いします。

○浦野委員 皆さん、こんにちは。浦野です。よろしくお願いいたします。

私のほうからまず一つ通信のところで、私は穴水町にずっと1月3日から常駐しているのですけれども、特に外国人の方への支援というところでちょっと気になる点があったのでお伝えしたいと思います。

1月2日から石川県さんのほうで、多言語支援センターというのがすごい早い段階で設置されて、そちらに外国人の方がアクセスできるようにというような対応を進めていただいていたのですけれども、実際に通信環境が整うまでに穴水の一つの避難所でもかなり時間がかかっていました。そういう場合は、電話でセンターに誰かがつないで、電話対応が可能だよというような情報提供をすることでカバーをしていたのですけれども、結局、避難所の運営者も多言語支援センターが立ち上がったことを知っている人たちが少なかったというところもあって、せっかくこういういい動きがあったのに十分活用されなかったという面がありました。特に外国人の方に関しては、インターネットの情報収集の手だてが途絶えるとかなり孤立してしまうという状況があったので、ここが優先すべきところの一つであるというようなことを検討いただけるといいなと思います。

2つ目は、消防庁様のほうから、今回輪島の火災に関して、消防活動が行われたことである程度延焼が食い止められたということが実態として明らかになっているというお話だったので、かなり高齢化率の高い地域で、消防活動がどういうふうに進んでいったのかというところは、ほかの市町の今後の参考になる部分はあるのかなと思うので、従来の地域防災の取組と、それがどの程度生かされたのでこういった実態につながったのかということの説明していただけるとありがたいなと思いました。

もう一つ、水道に関してです。上水道に関しては行政のほうである程度対応していただけた部分があったと思うのですけれども、地域独自で開設している簡易水道とか井戸水を利用されている方についてはかなり復旧が遅れている状況がありました。特に、地域の高齢化によって、簡易水道が壊れてしまったものを地域の力で直さなければいけないという状況がこれらの方々の負担増につながっていたところがあって、住民の方にとすると、役場に行っても、これは地域のものだから支援の対象にするのは難しいという回答もあったみたいなので、この辺りは線引きをすべきなのか、もうちょっと柔軟に対応する方法はないのかというところは検討材料にさせていただきたいと思います。

最後に、文科省のところで報告があった、学校の先生たちの避難所運営の負担がかなり高かったという話だったので、学校の先生が避難所運営に積極的に参加するという認識とか、それを想定した訓練内容みたいなものは、まだ地域で十分に議論されていない点があると思うのです。積極的に参加すべきかどうかということも、従来の学校再

開のことを考えると検討の余地ありだと思うので、この辺りが今回の能登でどんな対策が事前にされていたのかということも含めて情報提供いただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

4点御意見を賜りました。情報弱者に対する対応の問題、火災発生時の高齢者等の対応の問題、簡易水道などの復旧のこと、避難所の運営に関わる教員の関わり方、いずれも大事なテーマだと思いますので、今後の検討の中で御意見をいただいたことを踏まえていくということでもいいですか。浦野委員。

○浦野委員 それで結構です。

○福和主査 ありがとうございます。

次に、阪本委員から御発言をいただけますでしょうか。

○阪本委員 ありがとうございます。阪本です。

3点コメントをお伝えしたいと思います。

1点目ですが、今回は半島部の災害だったということで道路の状況も悪くて、活動にあたっての海路とか空からの支援調整の重要性をおっしゃっていただいたように思います。実際に、ヘリコプター経由の支援、あるいは海からの支援調整がどのように行われていたのかという点については、今後の検討事項として教えていただければと思います。

2点目ですが、先ほど国土交通省の方の報告のなかで支援者への環境整備があまり整っていなかった、例えば、女性の支援者の方が大変な思いをされた話などは印象的でした。ですので、支援者への支援がどうなっていたのか。例えば、活動先だけではなくて、支援から戻った後のケアもどうされていたのか、今後議論をお願いしたいと思います。

3点目は、文部科学省の学びの継続のための御活動は大変すばらしいと思いました。D-ESTに今後期待したいと思います。兵庫県も災害時の学校教員の派遣のEARTHという仕組みがあるのですが、これを動かしていくには日頃からの人材育成や、派遣元となる学校、職場の理解が必要になります。その点をどう考えているのか、ご検討いただきたい。

最後に、今回の災害では集団避難が行われました。過去にも伊勢湾台風などのときには大規模な集団避難が行われたことがあるのですが、集団避難のメリット・デメリットをどう捉えているのか。特に、今後、南海トラフ地震を考えると、どうしてもこういう対策を取らなければいけないこともあると思いますので、その点を御検討いただければと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

今御指摘いただいたことについては、これからちょっと調べて資料として整えることになると思います。海と空からの支援の実情を調べなさい。支援者向けの支援をどうしていたか、これも省庁横断的に調べないといけないので、それが2点目。それから、学びの継

続の中で、特に集団移転をされた状況について、今後の大規模災害に向けてどうすべきかを議論するようということだと思います。

その3点は承るということでもいいですか。

○阪本委員 よろしくをお願いします。

○福和主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

大原委員、お願いします。

○大原委員 大原です。

御報告いただきまして大変ありがとうございました。

私からは、全体的な観点から3点と、個別の観点から2点申し上げたいと思います。

まず全体的な観点からですが、前回も私が発言させていただいたのですが、被害と課題という見方をしていくと、よかった点が埋没してしまっていて見えづらくなっていくのです。今回は、ITとか、主体の連携とか、様々な新しい取組をされていますから、ぜひよかった点をきちんと確認して、それを発展させて次につなげていくという視点を重視していただきたいと思っています。本日も、「課題」と書いてあるところによかった点がたくさんちりばめられていたと思いますから、それをぜひ取りまとめ段階に拾っていくことが重要であると認識しています。

2点目ですが、能登半島は2007年も地震がありましたし、直前に群発地震も啓発されていきましたから、それに対してやっていた対策がどのように功を奏したのかというのはきちんと検証されるべきものだと思います。その観点では今回あまりお話がなかった感じがしたので、ぜひ検証いただけたらと思います。

全体的なことの3点目については、当たり前なのですが、各セクションから御報告いただきますと、どうしてもそのセクションの被害の報告になってしまうのですが、最終的取りまとめではそれを全部俯瞰して、どの段階でどのように被災者の日常生活が取り戻されていっているのかという回復のプロセスを見ていかなければいけないから、ぜひそういう観点から、被害と迅速な回復がどのようにされたのか、俯瞰的に取りまとめをいただけたらと思います。これは既に進めておられるかなとは思いますが。

個別の要素について、国土交通省さんのスライドからまず1点目です。スライドの10ページ目に権限代行の図があります。私の記憶では、河原田川は土砂が崩落して河道閉塞になりかかっている、権限代行で工事をしていただいた箇所ではなかったかなと思うのですが、今回発災が1月だったので、地震後水害という複合災害リスクについてはあまりクローズアップされていないのですが、それが6月、7月とか、出水期さなかの地震であったならば、もっと重大案件になります。なので、今回、河原田川は河道閉塞リスクがあった箇所かなと思っていて、それは迅速に権限代行で進めていただいているということはとても重要なことなのです。

今はもう出水期に入りましたけれども、取りまとめのところで耐複合災害対策をどうや

るかということをごひきちんと入れていただきたいと思います。これは地震後水害の懸念で権限代行でやっていますけれども、水害後地震もあるから、そういう意味でノウハウとか、仕組みとか、ちゃんと動くようにしていくことが今後の複合災害対策になると思います。

最後は私の個人的関心ですけれども、私は道の駅の防災拠点化はすごく面白い取組だと思っています。今回の資料にはあまり入っていないかなと思うのですが、道の駅も機能拡充をされていて功を奏したところがもしあれば、そういう事例をぜひ発掘していただくと今後のためになるのではないかなと思います。道の駅は全国にいっぱいありますし、南海トラフのエリアにもたくさんありますから、特に半島防災とか、半島は観光地だから道の駅はたくさんあるはずだと思っているから、それを今後の参考にさせていただけたらと思っています。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

最後の話も含めて、良いことについて上手にまとめてくださいというのは考えていく必要があると思います。それから、被災地はもう既に2007年の地震と3年間の群発地震があったので、それがどう生きてきたかということですね。3つ目は、時間軸、空間軸で俯瞰しましょうということで、それは大事なことだと思います。

もう一つは、もしもこれが季節が違っていたり、あるいは起きた時間が違っていたときにこの災害はどう変わっていたかということを考えてみたらどうかという御意見をいただきたいと思います。これも今後の取りまとめに当たって参考にしていくということですのでよろしいですか。それとも、すぐに答えがあったほうがいいですか。

○大原委員 参考にさせていただけたらと思います。

○福和主査 ありがとうございます。

そのほか、委員の方々からいかがでしょうか。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 防災科研の宇田川でございます。

今日は貴重な発表をありがとうございました。

私のほうからは2点ほどになります。

まず1点目は、まさに大原委員が言われたとおり、今災害でのよかった点を踏まえて今後の在り方を検討することが大切だと思います。今日は各分野からそれぞれすばらしいお話がありました。ごく一例ですけれども、例えば経産省様からは電力分野での災害時連携計画の話があったかと思います。たしか令和2年につくられて、これだけの規模で動いたのは今回初かだと思いますので、これだけの規模で動いたことのよかったこと、さらに次の災害ときにはこの点を変えていくといったこと、そういったことを取りまとめていただけるとすごくよいと思います。ただ、それは今日お越しの各省庁様でそれぞれの分野にされると思います。

このワーキングとしては、そうした各省様で整理されているものがある程度まとまってみると、全体としてはこういうことかなといったことが最後の取りまとめで多少でも見えるといいかなと思った点が1点目でございます。

2点目は、まさにこのワーキングの論点でございますが、冒頭事務局から参考資料2で、第4回以降でやることとして分野横断的な対応という話がございました。これがまさに各省様ではなくて、このワーキングでやると価値が高い点かと思いました。

分野横断的な対応としましては、先ほど阪本委員からありましたように、支援者の支援は多分共通だと思います。また、今日の皆様のお話を伺いまして、ほかにも例えば一つ、二つあったかと思いました。一つが、共通資源と言ったらいいのか、活動拠点であるとか、燃料の供給であるとか、移動手段の確保、これは各ライフライン様でそれぞれに確保に取り組んでいらっしゃるというお話があったかと思いました。

もう一つが、国交省さんがたしか10ページでお話しされていましたが、被災自治体の中でどのエリアを優先してやっていこうかというときに、道路も電力もそこを優先してやっていこうという部分。こうした部分は、つかさつかさでやる取組のほかに、分野横断的な調整があるといい点かなと思った点でございます。

一つは、先ほど申し上げた共通資源で言えば、活動拠点を例えば電力の方からショッピングセンターを確保しましょうという話がありましたけれども、同じ課題はほかの分野でもあったかと思いました。現状は、各分野でそれぞれに海保さんや自衛隊さんと協定を結んだり、各ライフライン企業様で民間と協定を結んで取り組んでいらっしゃると思うのですが、これをもう少し分野横断的に、ライフライン横断でやると全体がよくなるのであれば、そうした検討整理はこの場がふさわしいかなと思った点でございます。

同じように、被災市町にとってどのエリアから直してほしいということは、ライフライン企業側ではなくて、被災自治体の御要望を聞いて応えていくのだと思いますので、こうしたことはもう既にされているとは思いますが、珠洲市でやったやり方、輪島でやったやり方、あるいは富山のやり方と新潟のやり方、それぞれがあったとしたならば、ある程度共通的なスキームが整理できると、今後、南トラのときによいかと思いました。高知、徳島、静岡どの被災県でも、同じような形で、災害が起きたらライフライン企業の方々が集って、どこを優先したらいいかという調整の場というか、ミーティングの形であるとか、そんな共通的な仕組みが見えてくると次の災害に資していくという点で、今回の災害を踏まえた次の災害への教訓として、また分野横断的な、あるいはどの都道府県にも共通する取組を議論するこの場として、何か整理ができたらいいいかなと思った次第でございます。

今日この場ではなくて、今後の4回、5回目以降の意見でございました。以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

先ほどの大原委員の御指摘と共通する部分も多いかと思えます。今日はまだ個別議論の1回目ですから、今お話しいただいたようなことを視野に今後検討を進め、まとめていく

ことになると思います。

そろそろこの部分を終えたいと思いますので、御意見を短めに賜ればと思います。

○加藤委員 先ほど宇田川先生もおっしゃいましたけれども、共通課題を抽出して、連携したとすればいかほど状況が改善したかという検討をお願いしたい。

もう一点が、今回は僻地、過疎地域の災害なのですけれども、トレンドの先を見据えた検証も必要かなと。恐らく今後20年、25年で人口は半減ぐらいするのだと思うのですよね。今回は乗り切れたけれども、次は乗り切れなくなる可能性がある。

例えばLPガスは今回乗り切れたのですけれども、あれは在庫が軒下に1か月半分ぐらいあるから乗り切れたのであって、今、人手不足で、ぎりぎりまで使い切って運ぶというシフトに今後変わっていくと思うのですね。そうすると、地域内在庫がなくなって今後は乗り切れなくなる。そういうことがほかにもあるような気がするので、その観点から検証いただきたい。

あと、下水が使えない中でどう乗り切ったかというのを、別の機会でもいいので教えていただければと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

下水の問題はこれから見ていただくということで、おっしゃることは皆さん同じで、横串を刺して議論しないといけないことがこれからの重要点で、今日はあくまでも各省庁で検討いただいたことをお伺いした段階ですから、これから委員の皆様と一緒にそこを中心にやっていくことになると思います。ありがとうございます。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 委員の先生と大体同じ意見なので重複は避けませけれども、1点細かい点で、国交省の液状化対策のところです。現在、地元では、液状化で家が傾き、道路が破損している、どう復旧するかというのが議論になっているのですけれども、その際に、14ページ目に「液状化対策工法の例」が2つ書いてあるのですけれども、こういうふうな2つの代表例が、地元ではこのどちらかにいくのか、二者択一のようなイメージを住民の方も持っていますので、もうちょっとケース・バイ・ケースで様々な工法があるということも丁寧に御説明いただいたら助かるなと思っております。

以上です

○福和主査 ありがとうございます。

液状化に関しては、個別の住宅に対しての今後の対策という面も含めていろいろ悩まれることが多いので、おっしゃることを踏まえたまとめが必要かと思います。どうもありがとうございます。

一通り委員の皆様から御意見を賜りました。今までの意見は皆さんほぼ共通ですから、時間軸とか空間軸の中で俯瞰しながら見ていって、さらに未来の日本の社会を見据えながらここからの課題は何なのかを見ていきましょう。それから、よいことは何で、どう生か

していくべきかということだと思います。

それから、今回の災害でこんなことができたというのは今日随分御報告いただけたのですけれども、今のやり方でいうと、どの規模の災害までだったら対処できるかという視点が今日はあまりなくて、皆さんから南海トラフ地震のときだととても無理ですという御発言をいただいているのですが、それぞれどの程度無理なのかということをしてできればこの検討会では見ておく。ですから、今持っているリソースで対処可能な災害規模はどの程度なのかという視点で整理をしておくことが次につながると思いました。

それから、皆さん共通で地盤に関わる災害のことを御指摘いただいております。地盤に関わる場所は、命に関わらないということもあって、今まではあまり中心で議論していなかったと思うのですが、今日、文部科学省さんあるいは国交省さんから御指摘いただいているように、基礎の損傷によって、命の問題ではないけれども、機能不全に陥っているものが多数あるというのは確かなので、これは災害後の対処という意味では重要かもしれないという印象を持って聞いておりました。その点も踏まえながら、これから次回以降の議論につなげていただきたいと思います。

○大原委員 さっきの河原田川について、もし可能であれば国土交通省さんから補足いただけると。私の記憶が正しかったかが分からないところもあって。

○福和主査 西澤さんのほうからお願いします。

○西澤課長 河原田川につきましては、まず河道閉塞がありまして、出水期までに河道閉塞の部分に応急的に流路溝を造って、出水期に出水があったときにも取りあえず当面耐えられるような整備はしています。あわせて、警戒態勢といいますか、カメラがあって、その情報を自治体に流せるような体制を取っておりますので、そういう意味では今回は出水期までにそれだけの時間がありましたので、そういった対応が可能だったということかと思っております。

○福和主査 よろしいですか

○大原委員 ありがとうございます。

○福和主査 それでは、議事（１）はここまでにさせていただきます。

少し持ち時間が減っていますけれども、ここから被災自治体からの御報告をいただきたいと思えます。

最初に、石川県庁さんからお願いしたいと思えます。

○徳田副知事 石川県副知事の徳田でございます。

令和6年能登半島地震のこれまでの対応につきまして、資料2-1により御説明いたします。

まず1ページです。

今回の地震は、三方を海に囲まれ、平地が少ないという半島の地理的制約に加え、過疎・高齢化の割合が極めて高い地域で発生いたしました。今から17年前に発生いたしました震度6強を記録した能登半島地震とは比べ物にならない極めて困難な状況での災害対応を、

現在も行っているところであります。

石川県では、今回の地震対応を総括し、検証するため、6月から県職員のアンケート調査に着手いたしました。秋には検証委員会を立ち上げ、年度内には取りまとめ、今後の災害対応の強化につなげていきたいと考えております。

したがいまして、本県としての検証作業はこれからでありますけれども、これまで取ってきた対応、それに係る課題については現時点においてきちんと整理をされておられませんけれども、以下、項目別に触れさせていただきたいと思っております。

2 ページを御覧ください。

被害の状況でございます。7月23日現在は、災害関連死を含む299人の方がお亡くなりになっておられます。負傷者は約1,200人、住家被害は約8万6200棟という状況でございます。現在も、1次避難所、1.5次避難所、2次避難者を合わせて1,600名の方が避難生活を余儀なくされている状況であります。

下のほうに、被災市町の高齢化率等が書いてございます。高齢化率は6市町平均で45%を超えているという、極めて高齢化率が進んでいる被災地域であります。

3 ページを御覧ください。

項目別に触れさせていただきます。まず、今回の震災で特徴的な対応でありました、ピーク時には24か所、約3,300人の方が孤立した孤立集落と2次避難についてであります。

地域コミュニティーの維持に向け、集落単位で金沢以南の市町立の体育館などの施設に、自衛隊のヘリなどを活用し、広域避難を実施いたしました。また、災害関連死を防ぐために、発災直後からホテル・旅館への2次避難を積極的に呼びかけました。

そして、能登の高齢者の方々は、先ほど申し上げましたように高齢化率が大変高いことから、2次避難所への避難に当たっては、健康状態をスクリーニングするためのいわゆる1.5次避難所へ金沢市内の県立スポーツセンター内に開設いたしました。「1.5次避難所」という呼称は、石川県独自の呼称ではないかと思っております。

なお、1.5次避難所には、その後、臨時の診療所も開設したところであります。

1.5次避難所については、私どもは大変効果があったと思っております。これがもしなければ、被災された方が直接ホテルや旅館に行きますと、受け手側は大混乱をしたと思っております。また、当スポーツセンター内にJTBの関係者に入っていて、被災者と旅館・ホテルとのマッチングをしたこともよかったのではないかと思います。

一方、課題としては、多数の一時的な受入れを想定した1.5次避難所でありましてけれども、当初は高齢者、要支援者を想定していましたが、現実には一般の避難者も多くの方が来られました。そして、一時的な避難によらずに、今でも2か月、3か月、4か月と長期間滞在されている避難者は、これは要支援者の方でありますけれども、現在もスポーツセンターには23名の方がいらっしゃる状況であります。

そして、発災以前から2次避難所の宿泊施設の予約がありましたことから、2次避難所のホテル・旅館の観光客との両立、とりわけ北陸新幹線の敦賀間開業の時期が迫っており

ましたので、観光客との両立も課題があったところでもあります。

そして、避難者は県外も含め広域に避難をされております。現在どこにおられるのか、状況把握にも課題が生じていたところでもあります。

3 ページの下のほうに物資支援であります。これは、国においてプッシュ型の支援が発災直後から行われ、食料や飲料のほか、防寒グッズや携帯トイレの生活用品についても御支援をいただきました。これは私どもにとっては極めて効果的で、大変よかったと思います。

そして、DMATの依頼を受けた民間事業者により、道路寸断で孤立した集落等にドローンでお薬などを配送していただいたことも大変効果的だったと思います。

一方、課題としては、帰省客の多い元旦に発生いたしました。備蓄物資が不足し、幹線道路が被災したことにより被災地へのアクセスが極めて困難となり、物資の輸送、さらには現地のスーパーやコンビニも被災したことにより流通備蓄の確保が難しかったこと、避難所単位で必要となる物資のニーズの把握が困難であることが課題でございました。

4 ページのインフラの復旧であります。先ほど来、国交省さんからも御説明がありましたけれども、国交省、自衛隊をはじめ関係機関と連携し、道路等の啓開を実施いたしました。さらには、隆起した海岸にエアクッション艇も活用いただき、重機も搬入いただいたところでもあります。また、通信では、約3割まで一時減少しましたがけれども、総務省をはじめ通信キャリアの方々に船上の基地局、Starlinkも配備していただいたところでもあります。

課題でありますけれども、現時点においても立入りが難しい地域では断水がまだ続いております。それは水道の基幹管路の耐震化率が被災地域は大変低うございます。被災6市町の平均の耐震化率は28.3%です。全国平均が42%ぐらいでありますので、被災6市町は財政状況が極めて脆弱であります。そこで耐震化がこれまでできてこなかった。これからは、耐震化を図るためには市町への財政措置の拡充が必要ではないかと思っております。

そして、先ほど申し上げましたけれども、能登に至る幹線道路も被災し、能登へのアクセスも遮断されております。これにより電力や通信の復旧に時間がかかりましたことから、道路などのインフラの脆弱性が極めて浮き彫りになりました。今後は、その強靱化が大きな課題だろうと思っております。

過疎・高齢化の進む地域においては、復旧工事を担う事業者の確保が難しく、また被災された事業者も多くございました。加えて、被災地の外からの応援事業者の宿泊場所も不足するなど、事業者の確保にも課題がありましたし、今なおその課題はございます。

自治体の支援については、政府におかれては発災当日から非常災害現地対策本部を県庁に設置していただき、古賀副大臣には県庁に長期間駐在をいただきました。そして、本県にかつて勤務したことのある幹部職員などを含め多くの職員を派遣いただき、迅速な意思決定を行っていただいたところが大変よかったと思います。県のほうからも、被災市町に県庁の次長級の幹部職員あるいはリエゾンを派遣し、被災状況のニーズの把握にも努めた

ところであります。

そして、総務省さんにおかれては、いわゆる対口支援制度により、発生直後から全国の自治体から職員を派遣いただいたことも大変よかったと思います。また、災害本部を当初は1日に数回開催しておりましたけれども、そこで被災市町の首長さんと直接オンラインで状況あるいは要望をお聞きしました。県側あるいは国の関係者と同じ場所で、同じ段階で共有できたことも大変よかったと思います。

一方、課題としては、宿泊施設の確保ができませんでした。他県から来られた職員が廊下で寝袋で寝泊まりをされていたというのが長期間続きました。被災地に至る幹線道路も被災し、金沢から移動するにしても現地での活動時間が限定されたことが課題となっております。

現在、県のほうでは、これも総務省さんのお計らいにより中長期の派遣者を数多く石川県あるいは市町に派遣いただいておりますけれども、これでもまだ足りないということで、私どもは任期付職員を募集いたしました。事務職員については、当初の100人に対しておおむね確保できる予定でありますけれども、技術の職員が募集をしてもなかなか集まらないという現状で、特に市町の技術系の職員が不足していることが大きな課題になっております。

次のページの住環境の整備であります。仮設住宅については、いわゆるプレハブ型に加え、恒久的な住まいとして活用可能な、熊本県も参考にさせていただき、長屋型のまちづくり型や、戸建てのふるさと回帰型の木造住宅を建設いたしました。仮設住宅には集会所も建設していることも、コミュニティーの維持にも大いに役立っていると思います。

一方、課題でありますけれども、もともと被災地は応急仮設住宅の建設用地の確保が極めて困難でありました。ある市町は、農地を転用して応急的に建設いたしました。それから、アパートなどの賃貸住宅が極めて少ないことから、金沢以南だけではなく、県外も含めたみなし仮設住宅の確保を図る必要があります、そうした対応をこれまでしております。

そして、今大きな問題になっておりますのが公費解体であります。コンサルを市町に投入しておりますけれども、2次避難所の方は100キロ以上遠方にいらっしゃるもので、立会いがなかなかできないといった課題もあり、公費解体が進んでいない状況であります。

現在、環境省さんの全面的なサポートをいただき、8月中には公費解体の目標の上方修正をし、それに必要な県内も含めた事業者の確保の段取り、仮置き場の増設など、来年の10月の完了に向けた新たな工程表をつくり、これから進めていく。これが大きな課題になっております。

学校については、早期の学校再開をいたしましたし、中学生については金沢以南の集団的避難や、県立高校を対象とした2次避難所を開設し、学びの機会を確保いたしました。そして、熊本県や兵庫県、かつて大地震を経験された県から、教職員やスクールカウンセラーを派遣いただいたことも大変よかったと思います。

そして、本県では、阪神・淡路の機会に、県立施設の耐震化を強化するために、平成8

年度に当時30億円の石川県地震対策緊急整備基金をつくり、県立施設の耐震化を進めてまいりました。その中で県立学校の耐震化も進めた結果、今回の地震により倒壊した建物がなかったというのも、こうした耐震化をしっかりとやっていた効果ではないかと思います。

ただ、多くの学校は体育館やグラウンドが損傷いたしました。平地が少ないためにグラウンドに応急仮設を造らざるを得ないということで、従来の学校活動の実施に向けた課題になっているところでもあります。

そして、先ほど文科省さんからもありましたが、体育館が避難所としても活用されましたけれども、避難所における生活環境の向上を図るためにもぜひとも空調設備の設置は今後必要ではないかと考えております。

6 ページの病院の機能回復であります。被災地の救急医療の体制の維持に向け、傷病者等を金沢以南の病院に広域搬送しました。よかった点として、金沢以南の病院では、オンライン資格確認システムによってマイナンバーカードや保険証やお薬手帳がなくても、今回時限的に本人同意の下で患者のお薬の情報の閲覧が可能になり、多くの利用がございました。これは大変よかったと思います。

また、県が整備しております「いしかわ診療情報共有ネットワーク」により、被災した病院の検査結果や受診履歴などを金沢以南の被災地以外での治療に生かすため、口頭でそれを閲覧することができる。そういうことも、避難先での治療に効果があったと思っております。

課題といたしましては、これから施設の入所者等の広域搬送や避難者の広域避難により、被災地にこれまでの方々が戻らない、それによって被災地の医療需要が低下していく、それによって公立病院を含めた病院の収支が悪化していく、その対応をどうしていくかというのは課題になっているところでもあります。

あと2点、資料には書いてございませんけれども、口頭で申し上げます。まず1点目は、災害救助法に福祉の位置づけが必要ではないかと思っております。先ほど申し上げましたように、被災地は高齢化率が高うございます。高齢者が多いことから、仮設住宅の高齢者をサポートするためのデイサービスや総合相談支援機能を包括的に提供する地域コミュニティ施設の整備がかねがね必要だと思っております。これは災救法の対象にならない施設でございますので、現在、国の予備費を活用してやるということで今後進めていくこととしておりますけれども、災救法に福祉が位置づけられていれば、もう少しそういった対応も早くでき、被災地の高齢者に対するきめ細かな対応がスタートできるのではないかと思います。

そして、災害福祉チーム、いわゆるDWATについても、車中泊や避難所にいらっしゃらない在宅の方への活動も、災救法に福祉が位置づけられることによって、よりしっかりした対応ができるのではないかと思います。

もう一点、最後に申し上げます。先ほど委員の先生からお話がありました道の駅の重要性です。今回、キャンピングカーやトレーラーハウスなどが道の駅に配置され、多くの自

治体からトイレのトレーラーも派遣いただき、これらは支援者支援に極めて大きな役割を果たしたと思います。

能登空港も防災道の駅に指定されておりますけれども、地下に貯留した雨水をポンプアップしてトイレに使用する設備を備えておりまして、奥能登の被災地で唯一、発災からトイレの使用が可能でございました。これにより、当時、空港ビルの600人の避難者の対応にも有効でありましたし、支援者が能登に入る際の拠点として、トイレも利用させていただいて被災地に向かう、そんな取組も大きな効果を発揮したところでございます。

したがいまして、道の駅については、防災機能の充実が今後より重要になっていくのではないかと感じているところであります。

最後のページについては、能登半島地震前の段階で本県が大規模災害に対応した取組を一覧として書いております。これについては省略させていただきます。ありがとうございました。

○福和主査 どうもありがとうございました。

引き続きまして、富山県さんから御報告をお願いいたします。

○熊本課長 富山県危機管理局防災・危機管理課長をしております熊本と申します。

私のほうから、今回の能登半島地震に係る富山県における災害対応につきまして、資料に沿って御説明いたします。

今回、項目を4つに分けてございます。具体的には、(1)の発災前の取組、(2)として防災担当職員の人員体制、(3)として市町村・関係機関との連携、受援計画、(4)として特徴的な課題への対応として宅地液状化についてでございます。この4項目につきまして、それぞれ円滑に対応できたことと改善すべき課題を御説明させていただきたいと思っております。

1ページに戻っていただきます。

(1)発災前の取組(物資、専門人材、協力者)についてでございます。円滑に対応できたことといたしまして、計画的な物資の備蓄体制がございます。地域防災計画に定められた最大クラスの被害想定を踏まえまして、現物備蓄や流通備蓄などにより備えております。今回の地震では、市町村からの支援要請に対して速やかに対応することができたと考えております。

2つ目の専門人材につきましては、総務省さんの研修制度を活用いたしまして、被災市町村を支援いたします災害マネジメント総括支援員、また災害マネジメント支援員の育成に取り組んできておりまして、今回の発災時には本県で合わせて12名が登録されておりました。

今後も、引き続きその育成に努めていくこととしておりますけれども、大規模災害発生時におけます県内自治体の相互支援とか対口支援を前提とした体制整備がまだ不十分であるといった課題がございます。例えば県内市町村が被災した場合に、どの自治体がどこに支援に行くのか、具体的にどのような支援を行うのかなどについて、現在十分に整理され

ていないというのが実情でございます。

また、災害現場で役立つ職員の育成も十分とは言えません。今後は、県と市町村がワンチームとなって支援に取り組んでいけるよう、体制を整備していくとともに、職員の災害対応能力の向上を目的とした実効性のある訓練とか研修の充実にも努めていく必要があると考えております。

3つ目の協力者の観点では、災害応援協定の締結がございます。大規模災害発生時には、県のリソースだけでは迅速かつ十分な対応は困難でございます。それを補完するため、国の機関とか自治体、防災機関、民間団体との災害時応援協定の締結を推進しております。今回、発災時には県庁全体で160件を超える協定を締結しておりました。

今回の地震では、協定に基づく物的支援、人的支援を受けておりました。具体的には避難所で配布する飲料水やパン、段ボールベッドの提供、仮設トイレの設置、災害廃棄物の処理、医療人材の派遣など、幅広い支援をいただき、協定の重要性を改めて実感したところでございます。

一方で、今回を上回る規模の災害が起きた場合には、被災市町村からの要請に伴う調整先が大きく増えて、対応に窮する事態が予想されるところです。こうした事態を未然に防ぐため、あらかじめ災害時の対応手順等を整備するとともに、全庁的に応援要請、事前の状況を把握できる仕組みをつくることが重要であると考えております。

2ページをお願いいたします。

(2) 防災担当職員の人員体制についてでございます。まず、本県の危機管理局についてでございます。危機管理局は、令和3年4月の機構改革により、危機管理・災害対応の体制を強化するために、それまでの組織から独立して新設された局でございます。

また、県の防災危機管理の拠点として防災危機管理センターを本庁舎の敷地内に整備いたしました。令和4年10月から供用を開始しております。このセンターには、参集職員や応援職員が活動するための十分なスペースとか、災害対策本部会議用の大会議室が常に確保されていることから、今回、速やかに初動体制を取ることができ、さらに余震が続く中でも落ち着いて災害対応に専念することができたと考えております。

また、必要な防災対策について女性のニーズに的確に応えられますよう、女性職員の配置も推進しております。令和3年4月の危機管理局設置当時には1人だった女性職員が今年1月時点では5人となっております。さらに今年度からは6人に増えてございます。

技術職員につきましては、本県では平時から不足傾向にございます。県内市町村を支援するとともに、県外の被災地などへの中長期派遣要員を確保するため、土木職をはじめとした技術職員の上乗せ採用に取り組んできております。ただ、令和10年4月までに19人採用という計画に対しまして、現時点で6人ととどまっているのが現状でございます。災害対応は県職員や市町村職員などの行政だけでは限界がございます。自助・共助の推進や民間の力が必要であるということを改めて考えさせられる機会となりました。

また、発災時には日頃は防災を担当していない職員も防災担当に当たることになるため、

防災担当職員のみならず、県職員全体の災害対応能力の向上が必要であると考えております。これまでも職層別の研修の機会などを活用いたしまして基礎知識の習得に努めてきてございますけれども、今後さらなる充実を図っていきたいと考えております。

3 ページをお願いいたします。

(3) 市町村・関係機関との連携、受援計画の準備・活用状況についてでございます。まず、市町村・関係機関との連携につきましては、市町村の防災担当とか、日頃から連携が取れている、顔が見える関係を築いている機関との全般的な情報共有は比較的スムーズにできたかなと考えておりますけれども、災害対策本部に参集いただいたような関係機関のリエゾンとの情報共有が十分にできていたとは言えないかなと反省してございます。今後は、デジタル技術の活用を含めまして、円滑に関係者が情報共有できる仕組みの検討が必要であると感じております。

また、特に初動時において、どうしても市町村のマンパワーが不足するため、市町村から被害状況が入りにくいという状況が見られました。そうしたことから、県から被災市町村へのリエゾン派遣などの応援体制の整備が必要であると考えております。

また、受援計画については、策定に向けて平成29年から有識者、市町村、防災関係機関等から成るワーキンググループ等により検討を行いまして、31年3月に策定したところでございますけれども、今回の地震では関係職員の理解や定着が不十分であったため、計画に沿った対応ができておりませんでした。

具体的には、県から市町村への物的支援に関しまして、担当課間の連携不足によりまして業務が偏って、今回は支障は出ませんでした、より大規模な災害の場合にはそれがボトルネックとなり、支援に支障が出る可能性があったと考えております。業務の手順を明確にするマニュアルの作成とか、平時からの計画に沿った訓練の継続的な実施によりまして、受援計画に対する理解を深めていく必要があると考えております。

4 ページをお願いします。

最後に、(4) 特徴的な課題への対応について説明いたします。富山県では、今回の能登半島地震で、氷見市、高岡市、射水市、富山市、滑川市の主に沿岸部で液状化による大きな被害が発生いたしました。この液状化による被害は本県にとって初めての経験でございまして、国土交通省とか総務省さんをはじめ国からも大きな支援がございまして、ようやくここまで至ったものと認識しておりまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

これまでの中で円滑に対応できたことといたしまして、1つ目は、県内の建築関係団体と連携して、1月中旬から被災者向けの住宅相談所を被災の大きかった氷見市や高岡市で設置いたしまして、2月中旬まで約1,000件程度の相談対応を行いました。2月下旬には、液状化被害に関わる家屋復旧対策セミナーを開催いたしまして、液状化被害についての周知に努めたところでございます。

2つ目は、国・県・市による合同の勉強会をこれまで3回開催いたしました。国の宅地

液状化防止事業の勉強や、熊本県などの先進事例を研究することにより、被災各市においての液状化対策の検討を促進したところでございます。

3つ目は、知事を先頭に国の制度の弾力的な運用や支援拡充の要望をさせていただいたところ、国の宅地液状化防止事業での今回の実施に係る補助率の引上げや、効果促進事業の創設のほか、被災住宅耐震改修支援制度の弾力的な運用、また、液状化対策に資する県や市の単独事業に対する特別交付税による財政的な支援などに御配慮をいただきました。

4つ目は、これらの支援制度を被災者向けに理解いただくために、「住宅・宅地復旧パンフレット」を6月末に作成したところであります。今後は、被災者におかれてこのパンフレットを活用いただきまして、液状化被害からの復旧に努めていただければと思っております。

なお、改善すべき課題としまして、液状化に対する県民への啓発不足があると認識しておりまして、日頃から液状化現象に関する知識、また、国の「液状化しやすさマップ」などについて意識啓発を行っていく必要があると考えております。

富山県からの説明は以上となります。

○福和主査 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、新潟県から御報告をお願いします。

○堀川課長 新潟県でございます。よろしくお願いたします。

新潟県におきましては、今回の地震を踏まえまして、次の防災対策に生かしていこうということで、6月5日に第1回目の検討会を設置いたしまして、今年度取り組んでいくということで検討を進めているところでございます。

本日は、今回の能登半島地震におきまして本県の特徴的な取組でございました住家被害認定調査の実施体制というところと、あと、この中でも議論がありました技術職員の体制確保の2点につきまして御報告させていただきます。

資料の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。

本県の被害状況につきましては、真ん中の青字のところの説明させていただきますと、新潟市の揺れは震度5にとどまったものの、広範囲にわたりまして液状化被害が広がりました。県内の住宅被害は2万棟を超えたのですけれども、そのうちの7割、1万5000棟をその被害が占めております。住宅被害に対しましては、迅速な被害認定調査及び罹災証明書の発行が重要でありまして、全庁を挙げて対応してきたところでございます。その対応の核となるのが「チームにいがた」というチームでございますので、本日はこの辺を中心に御説明させていただきます。

3ページ目を御覧いただけますでしょうか。

新潟県では、県と県内30市町村による「チームにいがた」を組織いたしまして、表のとおりこれまで県内外の被災地支援を積極的に実施しているところでございます。

被災地におきましては、現地において応援職員に対する研修会を実施しておりまして、専門知識を有する人材育成にも取り組んでいるところでございます。これらの活動を通じ

まして、被災者の速やかな生活再建に向けて、主に住家被害認定調査や罹災証明書の交付義務を支援しているところでございます。

4 ページ目を御覧いただけますでしょうか。

新潟県では、25年度から活動はしていたのですけれども、平成31年に正式な応援協定という形で全市町村と結びまして、この協定に基づいて現在は活動しているという状況でございます。

次のページを御覧ください。

平時におきましては、応援派遣する市町村職員や県職員を対象とした業務研修を行っているところでございます。ただ、令和4年度、令和5年度とも、実際の災害が起きたので、現地研修という形で、机上研修は省略しているところでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

「チームにいがた」におきましては、平成29年に応援業務に関する共通システムといたしまして、被災者生活再建支援システムを導入してございます。当初24市町村の導入でございましたが、今年の4月からはシステムのクラウド化をきっかけに県内全30市町村でこのシステムを運用しているところでございます。

次を御覧ください。

今回の地震の対応でございます。「チームにいがた」による新潟市の支援活動の成果について御説明いたします。左下のグラフは、新潟市における住家被害認定調査の調査棟数の推移を示したものです。1月7日から、新潟市職員、県内市町村と県職員で構成する「チームにいがた」応援職員による調査を開始いたしました。グラフの途中の第2クールと第3クールの間で調査棟資の角度が上がっております。これは、調査の進展とともに液状化などの被害の全容が明らかになりまして、この点で調査棟数が膨大になることが想定されたための対策により人員を投入したことによります。

業務の執行方法も、一つは紙による調査からタブレット端末の調査に切り替え、効率化を図りました。もう一つは、総務省さんの広域支援体制の制度によりまして、山形県、秋田県様から応援をいただいて、体制を拡充したということでございます。この結果といたしまして、1か月以内に約1万3000棟等の調査を実施することができました。

また、調査の進展により、罹災証明書の交付を1月24日から始めることができました。

「チームにいがた」の課題といたしましては、今後の支援の実効性を高めるために、調査員の業務をマネジメントするチーム体制の整備・強化が必要、受援団体における外部応援者の受入れ体制の整備が必要だというところでございます。

「チームにいがた」についての説明は以上でございます。

次の資料を御覧いただけますでしょうか。8 ページ目でございます。

新潟県内の災害事例について、これは公共土木職員の人員体制にも関わるものでございますが、受入れ体制について御説明させていただきます。本県の過去の災害対応におきまして、平成16年に発生した中越地震と平成19年に発生して中越沖地震を例として御説明さ

せていただきます。

平成16年に発生した中越地震におきましては、地すべりなど中山間地域において土砂災害が多発いたしまして、道路等の公共インフラが大きな被害を受けました。応援職員の受入れ状況については、平成16年度は短期派遣の応援として31都道府県及び1政令市から延べ1万2000人の応援をいただきました。さらに、平成17年、18年で67名の長期の派遣をいただいたところでございます。

次に、平成19年の中越沖地震ですが、個人住宅や中心市街地の商店街をはじめとして多数の建築物が液状化による地盤災害により被害を受けました。公共土木施設災害として大きな被害がございましたが、震源地に近い柏崎市に被害が集中していたことから、他県への応援要請を行わず、県内から職員を派遣し、対応に当たりました。

9ページを御覧いただけますでしょうか。

新潟県の土木職員数の推移でございます。土木職員は年々減少しており、昭和54年と比較すると3分の2程度まで減少しております。また、他県から多数の応援をいただいた平成16年度中越地震時から見ても約180名減少しているところでございます。

次をおめぐりください。

10ページ目は他県への支援についてです。新潟県では、中越大震災等の被災経験を生かしまして、応援派遣候補者をあらかじめ指名し、甚大な災害が発生した地域へ速やかな応援派遣を行う「県境なき技師団」という取組を平成20年度から取り組んでおります。しかし、土木職員が年々減少していることから、被災自治体の派遣要請に対して正規職員の派遣が難しくなっており、長期の派遣要請につきましては任期付職員を採用し、派遣している状況でございます。

以上で、新潟県からの報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

○福和主査 どうもありがとうございました。

被災自治体の3県から御報告をいただきました。御報告をいただいたところでほとんど持ち時間を使い切っておりますが、皆様のほうから今日何としても意見を出したほうがいいことがあれば、御意見を賜ればと思います。よろしく申し上げます。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 短く1点だけ。

今回、他県からの応援も被災県には多くありましたが、今日発表の被災県の皆様から、3県とも、それとともに県職の方の被災市町の支援、あるいは県内で一体となった、まさに最後の「チームにいがた」はそうですけれども、被災県の中の市町村から、被災市町の支援という話もございました。

南トラを考えますと、ひとつの被災市町村へ入れる外部支援の数も減りますので、やはり被災県の県職あるいは県内の自治体による支援も大事だということを今回の教訓として報告書に入れる価値はあると思えました。

以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

被災自治体の議論につきましては、次回以降、本番を迎えてまいります。今回は、4時間の長丁場で自治体の課題を議論いたします。今日は県の立場での御報告だったのですが、今回は市町村の立場での自治体支援も含めて議論をすることになると思いますから、もしもよろしければ今日はここまでにしておいて、来週またすぐですから来週もう一度、毎週のようにこれから続きますので、次回、もう少し時間があるときに追加の御意見があれば賜れるといいかなと思っております。

オンライン上もよろしいでしょうか。

そうしましたら、酒井委員からはチャットでということだったのですが、どうも接続がうまくいっていないようで、後ほどメールで御意見をいただくことになると思います。

それでは、本日の議論についてはここまでとさせていただいて、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○藤本企画官 福和主査、ありがとうございました。また、御参加いただきました委員等の皆様、御発表いただきました関係機関の皆様、どうもありがとうございました。

次回の第3回会合の日程でございますが、来週8月7日水曜日13時から17時を予定してございます。長時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日のワーキンググループを終了させていただきます。ありがとうございました。